



衆議院憲法調査会ニュース

H14. 5. 10 Vol. 28

— 第 154 回 国会 —

発行：衆議院憲法調査会事務局

5月9日に開会された小委員会

国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会（第3回）

参考人：寺島実郎君
(株式会社三井物産戦略研究所所長)

質疑者

平井 卓也君 (自民)	中村 哲治君 (民主)
赤松 正雄君 (公明)	藤島 正之君 (自由)
山口 富男君 (共産)	阿部 知子君 (社民)
井上 喜一君 (保守)	石川 要三君 (自民)
首藤 信彦君 (民主)	土屋 品子君 (自民)

質疑終了後、自由討議

寺島実郎参考人の意見陳述の概要

- 日本の20世紀の総括
 - 20世紀における日本の外交及び国際関係における位置付けを総括すれば、「アングロサクソン同盟」という言葉に集約される。すなわち、日本は、戦前は英国との同盟関係により大国の一員となり、また、戦後は米国との同盟関係の下で敗戦からの復興と成長を遂げた。
 - このため、日本は、「アングロサクソン同盟」により成功を体験したという認識を有している。また、このような体験は、他のアジア諸国に例のないものである。
- 21世紀における日米同盟を考えるに当たっての留意点
 - このような認識から、21世紀においても日本は日米同盟を重視していくべきとの意見がある一方で、そのような考え方に慎重な意見もあるが、いずれにせよ、今後の日米同盟の在り方考えるに当たっては、以下の点に留意しなければならない。
 - 第一に、日米関係については、2国間関係において完結するものではなく、中国との関係に常に配慮しなければならない。近年、米国は、中国の経済・軍事大国化にかんがみ、これまでの日本重視のアジア戦略を根底から転換し、日本と中国との双方を重視する相対的ゲームを展開しようとしている。日本は、米国と中国という大国に挟まれる状況の中で、いかに舵を取っていくかを考えなければならない。
 - 第二に、日米同盟については、戦後50有余年

の間、日本の安全保障において多大な役割を果たしてきたが、今後の50年を見据え、固定観念にとらわれず、冷静に再設計しなければならない。その際、(a)独立国に外国軍が長期にわたり駐留することは異常であること、(b)米国は自らの戦略とその時点における米国国民の世論の枠組みの中でしか日本を守らないこと、以上二つの国際的な常識を踏まえなければならない。

- 第三に、米国というフィルターを通じて国際社会を見るのではなく、近隣諸国から理解と共感を得られる「開かれたナショナリズム」に基づき、主体的に国際社会と接していくとともに、米国に対する問題意識を持ち直さなければならない。

3. 日本の安全保障政策に関する提言

- 日本は、国家としてのあるべき姿を意思表示する意味において、在日米軍の地位協定の改定、段階的な駐留米軍基地の縮小等をはじめとする日米安保条約の見直しを米国との議論の俎上に載せるべきである。
- 日本は、専守防衛を維持しつつ、米国との軍事協力をはじめとするアジア戦略を再定義すべきである。
- 日本は、ロシアや中国を含む東アジア地域において、米国を巻き込む形で、予防外交の理念に基づく多国間のフォーラムの形成を図るべきである。

寺島実郎参考人に対する質疑の概要

平井卓也君 (自民)

- 日米安保を見直すべきであるとの参考人の見解に賛成だが、そのことと9条の問題とを切り離して考えることはできないと考える。私見としては、国際社会における日本の位置付けを9条に定めるべきであり、また、前文や9条を改正すべきと考えるが、いかがか。
- 現在の日本の外交・安全保障政策においては、パワー・ポリティクスや対中国問題にばかり関心がいつているが、今後は、経済の安全保障や人間の安全保障といった異なるステージに分けて政策を決定していくべきである。環境問題や軍縮等のグローバル・ガバナンスの分野において、日本が中心的な役割を担い独自の外交を行うことのできる場面は少なくないと考えながら、具体的にどのように取り組んでいくべきか。

中村哲治君 (民主)

- 集団的自衛権の行使を禁止する現行の政府解釈

は、米国への無限定かつ無原則な協力を招来するなどしており、国益を損ねている。自衛権については、集団的自衛権と個別的自衛権とを区別すべきでなく、また、前文や9条の理念を踏まえ、抑制的に行使していくべきであると考え。国益を重視しつつ、このような考えを実現していくためには、憲法解釈の変更をすべきなのか、それとも憲法改正をすべきなのか、参考人の見解を伺いたい。

- 参考人の提唱する東アジアの安全保障に関する多国間フォーラムには、民主主義の大国であるとともに親日的なインドをも含めるなどの広域的な連携も図るべきではないかと考えるが、いかがか。参考人としては、まずは、日本の近隣諸国間のフォーラムの形成を図るべきと考えているのか。

赤松正雄君（公明）

- 先日、私は、米国で、(a)ブッシュ政権による在日米軍基地縮小政策が滞ってしまったという意味での「日本の米国への失望」と、(b)安全保障分野において、これ以上、日本は米国の期待に応えられないという意味での「米国の日本への失望」という「二つの失望」論を講じた。日米同盟の下での協力体制について両国の国民が抱く認識・期待の間に相当の隔たりがあると考えているが、参考人は、このような状況をどのように打開すべきと考えるか。
- 国連のアジア本部を沖縄に設置する構想は、21世紀前半の重要テーマと考えるが、いかがか。

藤島正之君（自由）

- 米国の東アジア戦略において、日米安全保障条約が締結されて長らくの間は、極東の旧ソ連軍が意識されていたが、冷戦構造が崩壊した現在においては、中国の存在が重視されている。米国の今後の対中国政策は、どのようになっていくと考えるか。
- 現在の日米関係において、日本は、経済的な好不調の差等により、米国の51番目の州であると揶揄されるほどである。米国は、現在のような状況にある日本と同盟関係を続けていくことを、どのように考えているのか。
- 周辺事態法が整備されるなど日米安保体制が変質して「極東条項」が形骸化し、日本は、アジア全般や中東までを視野に入れた米国の世界戦略の一部に組み込まれつつある。日本が独立国家である以上、米国から独立した存在であるべきと考えるが、そのためにどのような発想が必要であると考えるか。

山口富男君（共産）

- 私は、日本の外交には、(a)自主性の弱さ、(b)アジア諸国との関係の希薄さ、(c)平和構築に向けた努力の不足があり、これが、参考人の主張する日米安保の再設計の背景にあるのではないかと考える。参考人の主張する「非核平和主義」

の理念は、その再設計の中でどのような役割を果たしていくべきと考えるか。

- 現在審議が行われている有事法制関連3法案の問題点は、それが武力行使論になってしまっていることにある。先の大戦後、日本は、二度と戦争を繰り返さないとの信義の下に国際社会に復帰したが、このような議論は、それにもとるものではないか。
- 憲法や国連憲章の掲げる国際的な協力により平和を維持していこうとする考え方は、21世紀にも活かされていくべきではないかと考えるが、いかがか。

阿部知子君（社民）

- 参考人は9条2項を改正すべきであるとの意見を持っているようであるが、その前にアジア諸国に対し過去の戦争に対する総括を十分に行うなど、対アジア政策としてなすべきことがあるのではないか。

井上喜一君（保守）

- 日本人が戦略的な思考をすることができないのはなぜか。
- 安全保障の問題については、日本は、国際情勢を踏まえた上で、タイミングを見て、適切かつ主体的な対応をすべきであると考え、いかがか。
- 参考人は憲法改正についてどのように考えているか。また、改正すべきだとすれば、具体的にはどのような点について改正すべきだと考えているか。

石川要三君（自民）

- 一昨年の海外調査において、イタリア在住の作家である塩野七生氏から、「人間に法を合わせるべきであり、また、法は必要に応じて改められるべきである」との指摘を受けた。この指摘にかんがみれば、憲法の制定当初と比べて日本の国内外の事情が大きく変化していることから、憲法の改正は避けて通れないのではないか。
- 現在、有事法制関連3法案について審議が行われているが、まず、憲法の「平和主義」や9条の問題を整理した上で、議論を行うべきではないか。

首藤信彦君（民主）

- 憲法は、強大な力を持った中国が出現するということを想定していなかったが、このような事態に対処するに当たって、具体的には、(a)東南アジア諸国との協力関係を強めることによりバランスをとる方法、(b)「周辺民族連合」を作る方法、(c)中国と同盟を結ぶ方法などが考えられると思うが、参考人はこのような方法についてどのように考えるか。
- 現在の米国外交は文明対立を引き起こすかのような姿勢をとっており、それはキリスト教であるか否かによって二分するようなものに見える。

このような米国外交に対し、日本はどのような、また、どれだけの影響を与えられるのか。

土屋 品子君（自民）

- ・国会の中だけでの憲法論議は行き詰まっており、安全保障などの問題について提言できるような中立的なシンクタンクを創設することが必要であると考え、これを日本に作るためにはどのようにすればよいか。また、そのようなシンクタンクを作ることは、参考人の主張する多国間フォーラムの形成にもつながるのではないか。
- ・ITは、国民が民意を直接国政に反映する手段として重要な意味を持つと考えるが、そのような観点から、参考人は、現在の国会議員の選挙制度や両院制についてどのように考えるか。

質疑終了後の自由討議の概要（発言順）

赤松 正雄君（公明）

- ・「集団的自衛権」の概念は、複雑多岐なものであり、理解の仕方に混乱が見られる。私は、中心部分に(a)「海外へ派兵して武力を行使すること」があり、その周辺に(b)「武力行使との一体化」の部分があり、さらにその外側に、(c)「武力行使との一体化」に限りなく近いが、一体化ではない部分があると考え。
- ・上記の(a)は、憲法改正によっても許されるものではないと考える。また、現行の憲法解釈上認められているのは(c)までとされているが、(b)については、検討の余地があると考え。

中村 哲治君（民主）

- ・赤松小委員の考え方とは異なり、自衛権の中心的な部分は個別的自衛権であり、また、個別的自衛権と集団的自衛権の境目は明確なものではなく、区別すべきではないと考える。ただし、その行使は、抑制的でなければならない。海外派兵と武力行使との一体化の部分との間に違いがあるとする考え方は、理解できない。
- ・国連憲章では、51条において加盟国に個別的自衛権と集団的自衛権とを認め、他方で、国連を中心とする集団的安全保障の枠組みを定めており、両者の違いを明確に捉える必要がある。
- ・米軍の駐留を認めることが集団的自衛権の行使に当たらないと言えるのかは、再検討すべき問題であると考え。

山口 富男君（共産）

- ・冷戦後、第三世界の発言力が増大している時代にあつて、異なる文明間の平和的共存は重要である。日本は、この共存を支える理念を憲法の原則として掲げる国である。
- ・二度の世界大戦への反省から、国連憲章において戦争の違法化が確認され、その下で自衛権が定められた。憲法は、さらに戦力の不保持を定めており、国連憲章を前進させたものとなっている。

- ・戦後の米ソの対立やアジア地域が不安定な状況の下で、国連憲章や憲法はその実現への条件を充たされずに来たが、21世紀は、憲法や国連憲章等の理念を踏まえ、多層的・多元的に平和憲法を活かす方向で考えるべきである。

赤松 正雄君（公明）

- ・共産党が政権を担当する場合の安全保障に対する考え方について、山口小委員に見解を伺いたい。

→山口 富男君（共産）

- ・憲法9条の立場で、中立で国を守る。
- ・9条は、国を守るという意味の自衛を規定していると考え、これは戦力や軍隊を保持するという意味を含まない。憲法上、自衛隊は違憲であると考え、自衛隊の存在自体については、政権を担当する際の政権合意の中で考慮する問題であり、また、国民の考え方にもよるのであって、次元を異にすると考える。いずれにしても、現在の政府が考える方向で自衛隊を強化することはない。

井上 喜一君（保守）

- ・外交政策には一貫性が必要であり、その転換には、タイミングを見極める必要があると考える。
- ・9条の改正問題、特に集団的自衛権の行使の是非を論ずるに当たっては、駐留米軍と集団的自衛権の関係、周辺事態と武力攻撃事態の概念の整合性、「武力行使との一体化」を基準とする政府解釈の見直し等の整理が必要である。

赤松 正雄君（公明）

- ・(a)「海外へ派兵して武力を行使すること」は断じて行うべきでないが、(b)「武力行使との一体化」の部分については、日米同盟関係を考慮するとやむを得ない面があると考え。この点についての中村小委員の見解を伺いたい。

→中村 哲治君（民主）

- ・一般的にどこまで許されるかという憲法解釈と、具体的にどうするのかという立法・政策論とは区別して考えるべきである。
- ・憲法が自衛権の行使を許していると考えれば、個別的自衛権と集団的自衛権を区別して考えることは妥当ではない。また、立法・政策論として、自衛権の行使については限定的に考えるべきである。

中山 太郎会長

- ・将来的には、アジア地域における安全保障の枠組みを建設する努力が必要である。その際、個別的・集団的自衛権の問題をどのように関連付けるかが、今世紀の課題の一つになろう。
- ・憲法の在り方について、我々国会議員は、国民のために議論することが大事である。その中で軍事力の規模、地域共同体の在り方、国連との関係が自ずと明らかになると考える。

中川正春君（民主）

- ・冷戦下、日本の役割が日米安保条約の中で提示され、日本の意思にかかわらず、その役割を果たすことを求められてきたが、その際、9条は、日本が武力行使に関わる役割を果たすことができない場合の言い訳に使われてきた。
- ・参考人は、我が国は国家としての意思を持つべきであると主張している。今後、我が国は、9条のみによって日本の立場や自衛隊の活動の在り方を説明するのではなく、国家としての世界観を持ち、これによって世界に対して説明すべきである。憲法論議に当たっては、そのような世界観を踏まえるべきである。

地方自治に関する調査小委員会（第3回）

参考人：神野直彦君（東京大学教授）

質疑者

伊藤 公介君（自民）	永井 英慈君（民主）
江田 康幸君（公明）	武山百合子君（自由）
春名 真章君（共産）	金子 哲夫君（社民）
井上 喜一君（保守）	森岡 正宏君（自民）
筒井 信隆君（民主）	平井 卓也君（自民）

質疑終了後、自由討議

神野直彦参考人の意見陳述の概要

はじめに

- ・現在、地方分権が政策課題となっている背景としては、(1)日本が昔から追求してきた民主主義の波と、(2)20世紀後半から先進諸国に生じている地方分権の波とが重なって、現在の分権化の動きが生じていることが考えられる。

1. 過去からの教訓

(1) 大正デモクラシーと両税（地租及び営業税）移譲運動

- ・1920年代当初、米騒動に端を発した物価の上昇によって地方財政が破綻したことから、市町村は財政調整としての義務教育国庫負担金の増額と両税の移譲を要求した。これらの運動を支持した大正デモクラシーの結果、1928年に日本初の普通選挙が実施され、政友会の選挙ポスターに見られるように、地方分権が重要な課題となった。

(2) シャープ勧告の教訓

- ・戦後のシャープ勧告では、行政事務の配分に関して、補完性の原理（第一次的には市町村が事務処理を行い、それが不可能な場合には道府県、国が事務処理を行うこと）、能率性の原則（最も能率良く遂行できる機関に行政事務を割り当てること）等を勧告した。また、税・財源配分に関しては、両税移譲を勧告して固定資産税及び事業税を地方の独立税として実現させ、さらに、

補助金を整理して、地方政府間の財政力格差を是正する財政調整制度としての平衡交付金制度の導入も勧告した。

2. グローバル化とローカル化

- ・20世紀後半から、経済のグローバル化が進行した一方で、地方政府に決定権を与える動き（ローカル化）が進行している。
- ・ヨーロッパ地方自治憲章（1985年）においては、補完性の原理を謳うとともに、(a)「受益と負担」の関係の明確化、(b)民主主義の活性化、(c)地方自治体による適切な政策、(d)地方自治の拡充の観点から、財政調整制度によって補完された自主財源主義を謳っている。また、現在、国連を中心にヨーロッパ地方自治憲章と同内容の世界地方自治憲章を制定する動きもある。

3. 政府間財政関係の分権化

(1) 垂直的財政調整と水平的財政調整

- ・地方財政に関しては、(a)中央政府と地方自治体間にどのように行政任務及び課税権を配分するかという「垂直的財政調整」と、(b)地方自治体間の財政調整である「水平的財政調整」とが必要である。

- ・垂直的財政調整によって多くの行政任務が地方に割り当てられれば分権は進むが、他方、地方自治体間の財政力格差を調整する必要が生じるため、水平的財政調整の必要性が高まることになる。

(2) 垂直的財政関係における二つの非対応の解消

- ・地方に多くの行政任務を割り当てても、(a)依然として中央が決定権を持ち、決定と支出（執行）の非対応が生じたり、(b)多くの行政任務を割り当てたものの課税権を割り当てず、行政任務と課税権の非対応が生じていると、分権的ではない。

(3) 集権的分散システムから分権的分散システムへ

- ・現在の我が国の国と地方の関係は、多くの行政任務を処理する地方に課税権や決定権がない「集権的分散システム」となっていることから、地方が課税権や決定権を有する「分権的分散システム」に移行させることが重要と考える。
- ・先の地方分権一括法による機関委任事務の廃止によって、(a)決定と支出（執行）の非対応の解消については一定の成果があったものの、(b)行政任務と課税権の非対応が残っている。この非対応を解消するためには、個人所得税と消費税という二つの基幹税を移譲すべきと考える。所得に対する税の移譲の手法としては、現在、国税（所得税）と同様に地方税（住民税）も累進税率で課税されているが、例えば地方税の税率を10%の比例税率として、累進税率である国税としての所得税と組み合わせることが考えられる。
- ・今、地方自治体に求められていることは、福祉、医療、教育の三つのサービスを充実させることであり、「セーフティ・ネット」では充分ではな

く、「安心そしてチャレンジ」を可能とする「社会的トランポリン」を作らなければ、現在の不況は脱出できないと考える。

(4) 地方分権推進委員会の最終報告

- ・地方分権推進委員会の最終報告では「地方自治の本旨」の具体化についても触れているが、税・財源のあり方を明確化していくことが「地方自治の本旨」の明確化につながると考える。

神野直彦参考人に対する質疑の概要

伊藤公介君（自民）

- ・東京都の「銀行税」（銀行に対する事業税の外形標準課税）の試みのように、自治体の創意工夫による自主的な課税権の行使を認めていくべきと考える。かかる見地から、先日、東京地裁で出された、「銀行税」は地方税法違反であり無効であるとする判決は、自治体の自主的な取組みに水を差すのではないかと懸念しているが、いかがか。
- ・主要国の間でも、国と地方の歳出額の割合、歳入額の割合が大きく異なっているように、国の統治システムの違いにより、税のあり方も違う。我が国でも道州制の導入をはじめ、様々な統治システムが議論されているが、これに関連して、どのような税制度が望ましいと考えるか。
- ・地方に課税自主権を認めていった際、財政的に貧しい自治体が出てくることは避けられないが、このような自治体間の財政格差を解消するにはどうすればよいか。

永井英慈君（民主）

- ・近時の我が国の政界の不祥事、産業界のモラルハザード、学級崩壊等の諸問題に見られるモラルの欠如の根源は、中央集権的社会であるために、国民が自立心を失い、依存心を持つに至ったことにある。これらの解決のためには、地方分権の推進が不可欠であるが、地方分権を進めるに当たり、どのような統治制度が望ましいか。また、道州制の導入についてどう思うか。
- ・ドイツでは連邦、州、市町村が共同で所得税、法人税及び付加価値税を徴収し分配する「共同税」制度がとられているが、このような制度を日本でも導入することは可能か。

江田康幸君（公明）

- ・所得税の5%分を住民税に移譲し、かつ、消費税の1%分を現在の地方消費税額に上乗せすると、国と地方の税収の割合が、現在6対4であるのが、5対5に変わるという議論が地方分権推進委員会でなされたと聞いているが、このような案についてどう考えるか。また、そのような税制に段階的に移行していく必要があると思うが、そのためにはどうすればよいか。

武山百合子君（自由）

- ・参考人は、地方分権は昭和初期から我が国の懸

案事項であったと言うが、このように長期間にわたって分権改革が進まなかった理由は何か。

- ・地方分権を進めるに際しては、自主財源の確立が不可欠と解するが、自治体は財源を何に求めるべきと考えるか。
- ・我が国が地方分権を進めるに当たって、見本となるような国を挙げるとすればどこか。

春名真章君（共産）

- ・日本国憲法で初めて地方自治の章が定められたことの歴史的意義について、参考人はどう考えるか。
- ・国庫支出金や機関委任事務の撤廃等を内容とするシャウプ勧告の趣旨が現在まで実現されなかった理由について、参考人はどう考えるか。
- ・地方交付税は自治体の財政力の不足を補うものであるにもかかわらず、現在進められている行財政改革は交付税削減を最大の目標としており、財源移譲には消極的になっている。このことについて、参考人はどう考えるか。
- ・いわゆる有事法制の一環である武力攻撃事態法案では、首相が地方自治体に協力を求め、指示する権限が規定されているが、このことは地方自治の観点から問題ではないのか。

金子哲夫君（社民）

- ・現在、政府は財政上の優遇制度をインセンティブとして市町村合併を推進しているが、地方財政問題の本質的な解決策である税・財源移譲等への取組みが伴っていない。このような動きは、むしろ地方分権に逆行しているのではないか。
- ・いわゆる過疎地域では、高齢化・低所得化が進み、人口も少ないため、たとえ合併したとしても、財政力の強化が見込めない自治体が多い。そのような地域に対しては、財政調整の手段を含め、どのような対応をとるべきか。

井上喜一君（保守）

- ・地方に税・財源を移譲した場合、地方自治体間に財政的格差が生ずるため、むしろ、中央政府が税金等を一元的に徴収した上で、各地方自治体に対し、裁量の余地なく機械的に分配する方法を確立した方がよいのではないか。また、税金の徴収権も一元化した方がよいと思うが、いかがか。
- ・地方交付税制度における特別交付税の税額決定のあり方をどのように評価するか。

森岡正宏君（自民）

- ・新たな憲法を制定するとした場合、地方自治に関し、いかなる条項を規定すべきと考えるか。地方自治体の税・財源のあり方についても規定すべきか。
- ・参考人は、政府の各種委員会の委員をしている立場から、経済財政諮問会議等の議論から見て、いわゆる小泉改革の進捗状況をどう判断するか。
- ・現行の地方交付税制度は地方自治体の自助努力

を妨げるものであるとの批判があるが、こうした批判に応えるためには、いかなる改革をなせばよいか。

- ・将来的な制度改革は別としても、当面の地方自治体の財政危機を乗り切るための具体的な施策はないか。

筒井 信隆君 (民主)

- ・参考人は、グローバル化とローカル化は一体として進むと主張するが、その理由を伺いたい。また、グローバル化の進展により国際機関の役割が高まり、かつ、ローカル化の進展により地方自治体の役割が高まった場合、「国民国家」の果たす役割は低下するのではないか。
- ・現在の地方交付税制度は、地方自治体が自助努力により自主的な税・財源による歳入を増加させると地方交付税が減額されるという仕組みになっており、地方自治体による自助努力の意欲をそぐ制度となっている。地方自治体が意欲を持てるような制度を模索すべきではないか。

平井 卓也君 (自民)

- ・個性ある地域づくりを進めていく一つのやり方として、沖縄の経済特区のように、他地域よりも規制を緩和し、経済的優遇策を講ずる「特区」を設定する政策が考えられるが、これをどう評価するか。
- ・住民が自己責任で市町村合併の是非を決めるべきだという参考人の意見は、市町村合併は必ずしも地方分権に不可欠な政策ではないという趣旨にとれるが、いかがか。
- ・電子政府計画が進展しネットワーク化が進んでいくと、地方自治体のあり方も大きく変わるのではないかと考えるが、これについて参考人の見解を伺いたい。

質疑終了後の自由討議の概要 (発言順)

金子 哲夫君 (社民)

- ・国は、財政基盤の強化を図る観点のみから一律に市町村合併を推し進めているが、地方の多様性や自主性を尊重した地方自治を推進すべきだ。また、現在の有事法制議論においても、有事の際に協力を求めることになる地方自治体に対し、国が十分な説明をしておらず、こうした国の姿勢はあまりに中央集権的である。

春名 真章君 (共産)

- ・地方自治体の自主財源保障は、憲法の「地方自治の本旨」から本質的に導かれるものであり、憲法上に明記されていないからといって何ら問題ではない。
- ・地方への税・財源移譲が図られるより先に、行財政改革を優先する観点から、国主導による市町村合併や地方交付税の削減が行われるのは、本末転倒であり問題である。
- ・住民の生命・安全・財産を守ることは自治体の

最大の使命であり、そのための判断権は自治体が行すべきである。しかし、武力攻撃事態法案では、住民に対する直接の危険がはまだ具体化されていない状態で、国がその権限を制限できることになっており、問題である。

永井 英慈君 (民主)

- ・地方分権の問題は戦後長い間議論的であったが、そろそろ政治が決断を下し、「この国のかたち」を明確にするべきだ。

次回の小委員会

日付	開会時刻	小委員会・参考人等
H14 5.23 (木)	午前 9:00	政治機構小委 参考人：松井茂記君 (大阪大学大学院法学研究科教授)
	午後 2:00	基本的人権小委 参考人：伊藤哲夫君 (日本政策研究センター所長)

※諸般の事情により変更される可能性があります。

意見窓口「憲法のひろば」

平成12年2月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳

- ・受付意見総数：1726件 (5/9 現在)
- ・媒体別内訳

葉書	1080	封書	321
FAX	188	E-mail	137

- ・分野別内訳

前文	32	天皇	72
戦争放棄	1188	権利・義務	49
国会	31	内閣	31
司法	7	財政	10
地方自治	9	改正規定	11
最高法規	7	その他	1129

※複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

【意見窓口『憲法のひろば』の宛先】

FAX	03-3581-5875
E-mail	kenpou@shugiin.go.jp
郵便	〒100-8960 千代田区永田町1-7-1 衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係
いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。	